

地熱開発理解促進関連事業支援補助金により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 198万円

1 補助事業の概要

地熱開発理解促進関連事業は、地熱発電所の建設等の地熱資源開発をしている又は今後予定している地域等において、地域住民の地熱資源開発への理解促進等に資するために、交付要綱等に基づき、地下からの熱水を活用した事業を行う場合に、必要な経費の全部又は一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助金の交付額は、補助対象経費に対して1億8000万円を上限とした定額とされている。そして、地熱の利用を目的とした施設等の設計費、設備費等を補助対象経費としており、他の用途が主たる目的であって、地熱を利用する上で必ずしも必要とならない施設等に係る経費は補助の対象としないことになっている。

有限会社辻田建機は、温泉熱水を利用する農業用ハウス等の整備を事業費計1億9449万円(補助対象事業費1億8008万円)で実施したとして九州経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金1億8000万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、上記の補助対象事業費について、農業用ハウス等のほかに、農作物等の加工や販売を行うことを主たる目的とする施設等であって地熱の利用を目的とした施設等に該当しない工房棟等に係る設計費を含めて算定していた。

したがって、前記の補助対象事業費から補助の対象とならない工房棟等に係る設計費207万円を除いて適正な補助対象事業費を算定すると1億7801万円となり、前記の国庫補助金交付額1億8000万円との差額198万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額198万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 <所在地>	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る補助対象 事業費等	不当と認め る国庫補助 金等相当額
九州経済 産業局	有限会社辻田建機 <大分県宇佐市> (事業主体)	地熱開発理 解促進関連	平成 26	円 1億9449万 (1億8008万)	円 1億8000万	円 198万	円 198万